

猪名川河川レンジャー運営要領

第1章 総則	-----	1
第2章 猪名川河川レンジャーおよび猪名川河川レンジャー協力員	-----	3
第3章 猪名川河川レンジャー運営委員会	-----	8
第4章 猪名川河川レンジャー活動推進会議	-----	10
第5章 猪名川河川レンジャー会議	-----	12
第6章 事務局	-----	13
第7章 その他	-----	14

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運営要領は、淀川水系河川整備計画（令和3年8月6日（近畿地方整備局））に基づく猪名川流域における猪名川河川レンジャー等の活動の適正かつ円滑な運営に関する事項を定めるものである

(用語の意義)

第2条 「猪名川河川レンジャー等」とは、「猪名川河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）」と「猪名川河川レンジャー協力員（以下「河川レンジャー協力員」）」をいう。

- 2 「河川レンジャー」とは、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることが期待され、行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う河川管理者が任命した個人である。
- 3 「河川レンジャー協力員」とは、河川レンジャーの活動に協力・支援を行う河川管理者が任命した個人である。
- 4 「猪名川河川レンジャー運営委員会」とは、河川レンジャー活動の方針や実施内容および将来的な河川レンジャーの運営のあり方等について協議し、助言や提案を行うための組織である。
- 5 「猪名川河川レンジャー活動推進会議」とは、河川レンジャー等と河川管理者・自治体との連携方策や支援・協力体制のあり方、行政間調整手法等について協議を行うための組織である。
- 6 「猪名川河川レンジャー会議」とは、河川レンジャー等が活動を推進していく上で必要となる河川レンジャーおよび河川レンジャー協力員間の連携、活動内容の確認、問題・提案等の意見交換・検討の場となる組織である。
- 7 「事務局」とは、運営委員会、活動推進会議およびレンジャー会議の開催準備および運営補助、ならびに各種資料等の作成を行う。また、河川レンジャーの活動を支援する組織である。

(運営組織)

第3条 猪名川河川レンジャー等の活動の適正かつ円滑な運営が遂行されるために次の各号に掲げる組織を設置し運営する。

- 一 猪名川河川レンジャー運営委員会（以下「委員会」という。）

- 二 猪名川河川レンジャー活動推進会議（以下「推進会議」という。）
- 三 猪名川河川レンジャー会議（以下「レンジャー会議」という。）
- 四 事務局

2 前項各号に掲げる組織は、猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

（運営事項）

第4条 猪名川河川レンジャーを運営する事項は次の各号に掲げるものとする。

- 一 河川レンジャー制度に関する事
- 二 河川レンジャー活動に関する事
- 三 河川レンジャー活動の支援に関する事
- 四 河川レンジャー活動の広報に関する事
- 五 その他関連する事項に関する事

（運営業務）

第5条 事務所長は、猪名川河川レンジャーおよび第3条第1項各号に規定する組織並びに第4条各号に規定する事項を運営するために業務（以下「運営業務」という。）の委託契約を行うことができる。

第2章 猪名川河川レンジャーおよび猪名川河川レンジャー協力員

(役割)

- 第6条 河川レンジャーは、河川管理者が責任を持たなければならないこと以外で、危険を伴わない河川管理の役割を担う特定のボランティアとして位置づける。
- 2 河川レンジャー協力員は、河川レンジャー又は事務局の要請に応じて、可能な範囲内で河川レンジャーが行う活動に協力・支援する役割を担う特定のボランティアとして位置づける。
 - 3 活動に際し第1項、第2項に該当しない責務や権限が必要とされるときは、事務所長が河川レンジャー等に必要な責務や権限を付与する。
 - 4 第3項に該当するときに河川レンジャー等は、その確認事項について覚書を作成し事務所長と交換する。

(活動分野)

- 第7条 河川レンジャー等は、地域固有の情報と河川に関する基礎的な知識を活かして、猪名川流域の水辺での活動などを通じ、河川に関わる多様な分野に貢献する活動を行う。
- 2 「河川に関わる多様な分野」とは、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 防災
 - 二 維持管理
 - 三 河川利用
 - 四 環境保全
 - 五 水辺文化
 - 3 「活動」とは、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 水防災に関する活動
 - 二 水辺文化に関する活動
 - 三 環境保全に関する活動
 - 四 維持管理に関する活動
 - 五 河川利用に関する活動
 - 六 教育に関する活動
 - 七 運営に関する活動
 - 八 その他の河川レンジャーの役割を達成するために必要な活動

(連携・協働する対象)

第8条 河川レンジャー等は、行政と住民等との間に介在して、行政と住民等との連携や協働を推進するにあたり連携・協働する対象は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 個人、団体を問わない。
- 二 公益性のあるものであること。
- 三 活動内容が明確であり、活動実態が確認できるものであること。
- 四 営利目的、政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。
- 五 連携者に活動の遂行能力が十分であると判断され、かつ連携者が信頼できる者であること。
- 六 イベントを開催する活動は、参加者の安全を確保するとともにイベント保険等に参加者の補償に対処していること。

(活動範囲)

第9条 河川レンジャー等が活動する範囲は、猪名川流域を基本とし、流域内における具体的な活動地域はレンジャー自らが選択する。

- 2 必要に応じて他の流域で活動している河川レンジャーとの交流を図り、情報交換や助言等を目的としたネットワークの形成に努める。
- 3 第1項、第2項に掲げた活動範囲の設定が必要になるときは、事務所に承諾を得なければならない。

(活動計画書)

第10条 河川レンジャー等は、河川管理者の代理人ではなく、自らの意志と責任のもとで、個性と特性を活かした活動を行う。

- 2 河川レンジャーは、年間活動計画書および行事別活動計画書（以下「活動計画書」という）を作成し、事務所に提出し承諾を得なければならない。
- 3 河川レンジャーは、活動計画書を必要に応じて変更することができる。ただし、事務所に再提出し承諾を得なければならない。
- 4 河川レンジャー等は、活動状況を運営委員会および活動推進会議に報告し、各会議における評価・提案を今後の活動に反映するよう努めなければならない。
- 5 河川レンジャー等は、活動方法等について運営委員会および活動推進会議に助言を求めることができる。

(安全対策等)

第11条 河川レンジャー等は、活動に際しては安全対策、事故防止対策等を講

じなければならない。

- 2 河川レンジャー等は、河川レンジャー等が運営の主体となる活動、又は、他の団体等と共催する活動において、当該活動参加者を対象としたイベント保険（傷害保険）に加入させることを事務局に要請しなければならない。
- 3 前項において当該活動参加者として未成年者が参加するときは、必ず成人の保護者の同意又は監督者の参加を得なければならない。
- 4 河川レンジャー等の活動の安全対策、事故防止対策等が不十分と判断される時、事務所長は活動の中止を命令できる。
- 5 河川レンジャー等は、活動中に事故が発生したときは、速やかに活動計画書に基づく緊急時の措置を図るとともに事務局に連絡する。さらに、事故報告書により事務局に報告しなければならない。

（任命・登録条件）

第12条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる任命条件を満たす必要がある。

- 一 河川レンジャー活動を実施する年（4月1日時点）に成年であること。
 - 二 猪名川流域での水源となる森林や川づくりへの関心が高いこと。
 - 三 河川レンジャーの活動趣旨を理解し賛同する者。
 - 四 自らの意志と責任のもと、活動・参画に取り組む者。
 - 五 猪名川に関する様々な知識等の習得や河川レンジャーの活動等に積極的に取り組み、自らの活動に係わる技能や知識の向上に必要な研究・研修に努める者。
 - 六 継続的に活動できる者。
 - 七 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動およびこれらに関し住民の疑惑や不信を招くような行為を行わない者。
 - 八 事務局等が実施する「研修（「河川レンジャー講座」等）」等を受講した者。
 - 九 河川レンジャー協力員の経験を2年程度有する者または同等の知識と経験を有する者。
- 2 河川レンジャー協力員は、次の各号に掲げる登録条件を満たす必要がある。
- 一 河川レンジャー協力員活動を実施する年（4月1日時点）に成年であること。
 - 二 猪名川への関心が高く、河川レンジャーの活動趣旨を理解し賛同する者。
 - 三 河川レンジャー協力員の活動に関心の高い人

四 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動およびこれらに関し住民の疑惑や不信を招くような行為を行わない者。

(猪名川河川レンジャー等の選出)

- 第13条 事務所長は、河川レンジャー又は関係自治体から推薦された者及び自らが応募した者等のうち前条第2項を満たす者について面接等審査し、河川レンジャー協力員として選出し、登録することができる。
- 2 前項において河川レンジャー協力員として登録しようとする者のうち、前条第1項を満たし、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識が特に優れていると判断されるとき、事務所長はその者を河川レンジャーとして選出し、任命することかできる。
 - 3 事務所長は、すでに登録されている河川レンジャー協力員のうち、前条第1項を満たす者について審査し、河川レンジャーとして任命することかできる。
 - 4 事務所長は、任命された河川レンジャーに任命証を交付する。
 - 5 事務所長は、登録された河川レンジャー協力員に登録書を交付する。

(任期)

- 第14条 河川レンジャーの任期は、任命された日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 2 河川レンジャー協力員の登録期間は、登録された日から翌年度の末日までとし、継続を妨げない。
 - 3 事務所長は、河川レンジャーが再任を希望するときに、活動報告等を審査し、再任の可否を判断し、妥当と判断されるときは再任を認める。

(解任・登録解除)

- 第15条 委員および事務局は、河川レンジャー等が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、事務所長に当該河川レンジャー等の解任を請求することができる。
- 一 第12条の任命条件に違反していると認められるとき。
 - 二 活動の意志がないと認められるとき。
 - 三 本人がやめる意志を示したとき。
 - 四 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき。
 - 五 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき。
 - 六 公職の候補者になろうとするとき。

七 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動の実施およびこれらに関し住民の疑惑や不信を招くような行為を行ったとき。

八 その他この運営要領および委員会が決定した事項に違反したと認められるとき。

- 2 第1項の請求を受けた事務所長は、当該河川レンジャー等が解任理由に該当すると認めるときは、当該河川レンジャー等を解任する。
- 3 事務局は、解任による河川レンジャー等構成に変更が生じたとき、運営委員会及び活動推進会議に報告を行う。
- 4 事務所長は、第1項の規定に基づく解任の請求が行われたときは、当該河川レンジャー等に弁明の機会を与える。
- 5 第2項において、任期途中で解任することができる。

(募集)

第16条 事務所長は、河川レンジャー等を公募する。

- 2 公募手続きは、事務局が実施する。
- 3 事務所長は審査結果を運営委員会に報告する。

(人員)

第17条 河川レンジャーの人員は、若干名とする。

- 2 河川レンジャー協力員の人員は、若干名とする。

第3章 猪名川河川レンジャー運営委員会

(委員会の目的)

第18条 委員会は、河川レンジャー等の活動報告・実施内容および将来的な河川レンジャーの運営のあり方等について協議し、助言や提案を行うための協議や意見交換を行う。

(委員会の所掌事務)

第19条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、河川レンジャーおよび関係機関に提言・助言・指示を行う。

- 一 河川レンジャー制度に関すること
- 二 河川レンジャー活動に関すること
- 三 河川レンジャー活動と自治体との連携に関すること
- 四 その他関連する事項に関すること

(委員会の組織)

第20条 委員会は、次の各号に挙げる者により組織し、開催する。

- 一 学識経験者委員
- 二 河川管理者委員
- 三 関係自治体委員
- 四 河川レンジャー

2 河川管理者委員とは、淀川水系1級河川猪名川の管理者である国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 所長・副所長、大阪府職員、兵庫県職員を指す。

3 関係自治体委員とは、猪名川流域の自治体職員である豊中市職員、池田市職員、尼崎市職員、伊丹市職員、川西市職員、猪名川町職員、豊能町職員、能勢町職員、箕面市職員、宝塚市職員を指す。

(委員会委員の任期)

第21条 学識経験者委員は、近畿地方整備局 猪名川河川事務所長が選任し、委嘱するものとする。

2 学識経験者委員の任期は2年とし再任を妨げない。

3 河川管理者委員、関係自治体委員は、任期をもうけないが、当該委員の異動等があったときは、異動日をもってその期間の満了日とし、後任者を新たな委員に委嘱する。

(委員会の委員長)

第22条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者委員の互選により選任するものとする。
- 3 委員長は、運営委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長が委員会に出席することができないときは、他の学識経験者委員が会務を代行する。
- 5 委員長は、検討する事項について必要と認められるときは専門知識を有する具体的な者をオブザーバーとして出席するよう事務局に要請できる。

(委員会の開催)

第23条 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催するものとし、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、学識委員および河川レンジャーについては代理出席を認めない。
- 3 委員会の意思決定は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。

第4章 猪名川河川レンジャー活動推進会議

(推進会議の目的)

第24条 活推進会議は、河川管理者及び関係自治体と河川レンジャー等との連携方策や支援・協力体制のあり方、行政間調整手法等について協議を行う。

(推進会議の所掌事務)

第25条 推進会議は、次に掲げる事項について検討し、活動推進会議として河川レンジャーおよび関係機関に提言・助言・指示を行う。

- 一 河川レンジャー活動との連携に関すること
- 二 河川レンジャー活動の支援に関すること
- 三 河川レンジャー活動の広報に関すること
- 四 その他関連する事項に関すること

(推進会議の組織)

第26条 推進会議は、次の各号に挙げる者により組織する。

- 一 河川管理者委員
 - 二 関係自治体委員
 - 三 河川レンジャー
- 2 河川管理者委員とは、淀川水系1級河川猪名川の管理者である国土交通省畿地方整備局 猪名川河川事務所副所長、大阪府職員、兵庫県職員をいう。
- 3 関係自治体委員とは、猪名川流域の自治体職員である豊中市職員、池田市員、尼崎市職員、伊丹市職員、川西市職員、猪名川町職員、豊能町職員、能勢町職員、箕面市職員、宝塚市職員をいう。
- 4 委員会委員が推進会議委員を兼ねることができる。

(推進会議委員の任期)

第27条 河川管理者委員、関係自治体委員には、任期をもうけないが、当該委員の異動等があったときは、異動日をもってその期間の満了日とし、後任者を新たな委員に委嘱する。

(開催)

第28条 推進会議は、事務所長が必要と認めるときに開催するものとし、事務所長がこれを招集する。

- 2 委員（河川レンジャーを除く）が欠席のときは、代理人の出席を認めるものとする。

第5章 猪名川河川レンジャー会議

(目的)

第29条 レンジャー会議は、適正且つ円滑な河川レンジャー活動が遂行されることを目的とする。

(レンジャー会議の所掌事務)

第30条 レンジャー会議は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 河川レンジャー活動内容に関する事
- 二 河川レンジャーおよび河川レンジャー協力員間の連携に関する事
- 三 河川レンジャー活動の課題・提案等の意見交換・検討に関する事
- 四 その他関連する事項に関する事

(レンジャー会議の組織)

第31条 レンジャー会議は、次の各号に挙げる者により組織する。

- 一 河川レンジャー
 - 二 河川レンジャー協力員
 - 三 オブザーバー
- 2 前項第3号のオブザーバーとは、議題により必要となる住民代表・活動者表・専門分野有識者等、事前に河川レンジャーから事務局に出席の要請があった者をいう。

(開催)

第32条 事務局が、必要に応じてレンジャー会議を開催する。

第6章 事務局

(事務局の目的)

第33条 事務局は、運営委員会、活動推進会議およびレンジャー会議の開催準備および運営補助、ならびに各種資料等の作成を行う。また、河川レンジャーの活動を支援することを目的とする。

(事務局の所掌事務)

第34条 事務局は河川レンジャー等の公募の手続きを行う。

- 2 事務局は、手続き内容をホームページ等で告知する。
- 3 事務局は、任命された河川レンジャーを運営委員会ならびに活動推進会議に報告する。
- 4 事務局は、河川レンジャー等を傷害賠償保険に加入させる。保険の契約者は事務局とする。なお、庶務が存在する場合には、庶務を契約者とすることができる。

(事務局の組織)

第35条 事務局は猪名川河川事務所 工務課に置き、庶務を担当する。

- 2 猪名川河川事務所は、庶務業務を必要に応じて外部に委託することができる。

第7章 その他

(情報公開)

第36条 河川レンジャー等の活動や委員会、推進会議、レンジャー会議の活動報告および議事要旨等は猪名川河川レンジャーホームページに掲載する。

(責任の所在)

第37条 河川レンジャー等の活動により発生した事故および第三者との紛議について、運営委員会および活動推進会議はいかなる場合もその責任を負わない。ただし、この運営要領および各委員会が決定した事項の範囲において発生したものについて、委嘱者である事務所長に所在する責任はこの限りではない。

- 2 河川レンジャー活動により発生した本人および第三者に対する事故については、第11条第2項および第34条第4項に定める傷害賠償保険により対応する。また、制度の不備等による責任は、事務所長が負う。

(活動の支援)

第38条 事務所長は、河川レンジャー等の活動に対し、一定の範囲内において次の支援を行う。

- 一 河川レンジャー活動に必要な交通費および必要な経費については事務所長の承認により支給が可能となる
 - 二 河川レンジャー等の活動に必要な備品の貸与、その他物品等の支給
 - 三 運営委員会および活動推進会議の開催および運営に必要な場所および備品等の貸与
- 2 河川レンジャー等は、第1項に示す支援の請求にあたっては、指定する様に必要な事項を記載して、事務所長に提出を行う。
 - 3 事務所長は、河川レンジャー等から前項の請求を受けた場合、第1項の支援を行う。

(要領の改定)

第39条 この要領の改定は、運営委員会委員総数の三分の二以上の同意を得て行う。

(雑則)

第40条 この要領に定めるもののほか、河川レンジャー活動および制度の運営
に関し必要な事項は、事務局が各委員会に諮って検討を行う。

(施行日)

付則 この要領は、平成20年7月18日から施行する。

改定 平成26年 3月17日

改定 平成30年 3月8日

改定 平成31年 3月6日

改定 令和 5年 2月27日

改定 令和 7年 2月3日